

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室

HOME | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [社員会と労働組合の違い](#) ③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

社員会と労働組合の違い ③

労働組合とは

労働組合は、組合員の生活を守り、労働条件の維持改善向上を図ることが目的です。労働組合はいろんな面で優先的特権を付与されており、法的保護の下にありますので、労働組合として認められるためには条件を満たす必要があります。

<労働組合として法的に認められる為の条件>

労働組合は、憲法第28条「勤労者の団結する権利及団体交渉その他団体行動をする権利はこれを保障する」と定め、労働組合法によりその満たす条件が明示されています。

(1) 労組法第2条を満たすこと。

労働者が主体となって自主的に組織した団体であること。したがって、以下に該当する事項がないこと。

1. 使用者（会社）の利益代表者の参加。
2. 使用者（会社）からの経済的援助。
3. 共済・福祉事業のみが目的。
4. 政治活動や社会運動が主目的。

使用者の利益代表とは

1. 役員。
2. 人事・労務関係に関する秘密情報に接する地位にある者。
3. 雇入れ・解雇・昇進・異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者。
4. 人事・労務の部署の幹部。
5. 秘書。
6. 人事・労務関係の機密の事務を取扱う者。

(2) 労組法第5条の定めを満たすこと。

労組法第5条には、組合規約に定めなければならない事項が規定されています。

1. 組合の名称。
 2. 主たる事務所の所在地。
 3. 組合員は、その労働組合の全ての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。
 4. 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
 5. 組合の役員は、組合員（または代議員）の直接無記名投票で選挙すること。
 6. 大会（総会）は、毎年1回以上開催すること。
 7. 組合財政について、財源とその使途、主な寄付者の氏名、経理状況を会計報告として、毎年1回以上組合員に発表すること。その際、組合員の意思によって委嘱された「職業として、会計監査をすることのできる人（公認会計士）」の証明が必要であること。
 8. 同盟罷業（ストライキ）は、組合員（又は組合員の直接無記名投票で選ばれた代議員）の直接無記名投票により投票数の過半数（2分の1ではいけない）の同意がなければ開始しないこと。
 9. 組合規約の改正には、直接無記名投票による全組合員の過半数の賛成が必要であること。
- 以上の九項目を定めなければならないとしています。

<労働組合の利点>

1. 労働組合の最大の利点は、その活動が法律で守られているということです。組合から団体交渉（話し合い）の申し入れがあれば、会社は基本的に、この申し入れを拒否することはできません。理由もなく会社の都合で拒否すれな「不当労働行為」として処罰の対象となります。
2. また、労働組合の目的が「組合員の生活を守り向上させる」ことにありますから、内部の不平不満やわがままによる組織の混乱につながる言動に注意を促したり、悪質な組合員糾弾活動に付するアレも可能

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

が、あまりにも組織の破産に傾く場合は自ら任意で退任し、高層は物には対応能力に欠けることになり得るようになります。

当然のことながら、外部の組織破壊集団とも、その侵食・浸透に対し組織的反撃を加えることも可能です。

3. 民主的な運営（組合民主主義）の実践が求められますから、職場の組合員に情報が的確に遅滞なく伝わることとなります。

そしてこのような「報告・意見交換」の場は、

組合役員	組合員
①活動方針や内容を説明する場	組合員はそれを聞き、理解を深める場。
②組合員の意見を聞き賛否を問う場	組合員は意見を述べる場。
③あらゆる意見（不満、悩み、要望等）を吸い上げる場	組合員はそれを述べる場。
④考え方・感じ方の個人差を知らせる場	組合員は他人の発言を聞く場。
⑤合意を形成する場	組合員にとっては譲歩、協力、共通点を発見する場。
⑥結束強化と組織活性化のための場	組合員にとっては身近な参加の場。

以上のようなことが言えます。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

▶ サイトマップ ▶ このサイトについて ▶ 個人情報保護の取組みについて

▶ ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.